

お借入契約終了後の証書のお取扱いについて

平素は格別のお引き立てを賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫ではこれまで、お客さまのご返済によって契約が終了となりましたお借入証書（金銭消費貸借契約証書ほか付属書類）につきまして一律にご返却しておりましたが、平成30年5月11日以降のご契約終了分からは、当金庫の「お借入契約終了のお知らせ」をもってこれに代え当金庫で10年間保管し、保管期間経過後に責任をもって廃棄させていただく取扱いに変更させていただきます。

なお、お客さまからのご希望があれば、契約が終了となりましたお借入証書を返却いたしますので、お手数ですがお取引店までお申出いただきますようお願い申し上げます。

誠に勝手ではございますが、今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点等ございましたら、お取引店までお問合せください。